

第五十号議案

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表二の項中「第六十四条第一項」を「第一百五十二条第一項及び第二項」に改め、同表七十八の項中「第二十二  
条の二第四項第七号」を「第二十二條の二第四項第九号」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

私立学校法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十一号）の施行等に伴い、規定を整備する必要がある。